宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行　宇　治　市
総務・市民協働部
総　務　課
電話 22-3141番
印刷　宇治市槇島町吹前123-4
㈲南山城複写センター

目　次

規　　則

○規則第１号　宇治市介護保険規則の一部を改正する規則
……（介護保険課）…２

告　　示

○告示第１８号　市道路線の区域の決定……（建設総務課）…２
○告示第１９号　市道路線の区域の変更……（建設総務課）…２
○告示第２０号　市道路線の供用の開始……（建設総務課）…２

公　　告

○公告第８号　農用地利用集積計画 ……（農林茶業課）…３

教　育　委　員　会

○告示第３号　教育委員会の招集……３

監　査　委　員

○公表第３号　定期監査の結果の報告 ……３
○公表第４号　財政援助団体等監査の結果の報告……３

農　業　委　員　会

○公告第２号　農業委員会定例総会の招集……５

規　則

宇治市介護保険規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和５年３月１０日

宇治市長　松村　淳子

宇治市規則第１号

宇治市介護保険規則の一部を改正する規則

宇治市介護保険規則（平成１２年宇治市規則第４２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「、２２以内」を「、２８以内」に改める。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

告　示

宇治市告示第１８号

市道路線の区域の決定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定により、市道路線の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間　　令和５年３月１０日から１４日間

令和５年３月１０日

宇治市長　松村　淳子

路線名	区間	幅員（ｍ）	延長（ｍ）	備考
五ケ庄１２２号線	五ケ庄日皆田３９番地の１ 五ケ庄日皆田３８番地	０．９～１．０	２５．７	起点地番「五ケ庄日皆田３８番地」を「五ケ庄日皆田３９番地の１」に改正。

宇治市告示第１９号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間　　令和５年３月１０日から１４日間

令和５年３月１０日

宇治市長　松村　淳子

路線名	区間	前後別	幅員（ｍ）	延長（ｍ）	備考
谷前岡本線	五ケ庄日皆田５３番地の８ 五ケ庄日皆田５３番地の１４	前	６．０	３０．３	
	五ケ庄日皆田５３番地の８ 五ケ庄日皆田５３番地の１４	後	６．５	３０．３	
五ケ庄１２３号線	五ケ庄戸ノ内４８番地の１１８ 五ケ庄戸ノ内４８番地の１１０	前	１．８	４７．５	
	五ケ庄戸ノ内４８番地の１１８ 五ケ庄戸ノ内４８番地の１１０	後	１．８～２．９	４７．５	
宇治１４７号線（区間１）	宇治池森３０番地の２６ 宇治池森３０番地の２７	前	４．４～４．５	２３．４	
	宇治池森３０番地の２６ 宇治池森３０番地の２７	後	６．０	２３．４	
宇治１４７号線（区間２）	宇治池森４６番地の２（右） 宇治池森４６番地の２（右）	前	６．４～６．５	２．４	終点地番「宇治池森４６番地の２（右）」を「宇治池森２９番地の１（右）」に改正。
	宇治池森２９番地の１（右） 宇治池森２９番地の１（右）	後	６．４～９．２	２．４	

宇治市告示第２０号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間　　令和５年３月１０日から１４日間

令和５年３月１０日

宇治市長　松村　淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
谷前岡本線	五ケ庄日皆田５３番地の８ 五ケ庄日皆田５３番地の１４	令和５年３月１０日
五ケ庄１２２号線	五ケ庄日皆田３９番地の１ 五ケ庄日皆田３８番地	令和５年３月１０日
五ケ庄１２３号線	五ケ庄戸ノ内４８番地の１１８ 五ケ庄戸ノ内４８番地の１１０	令和５年３月１０日
宇治１４７号線（区間１）	宇治池森３０番地の２６ 宇治池森３０番地の２７	令和５年３月１０日
宇治１４７号線（区間２）	宇治池森２９番地の１（右） 宇治池森２９番地の１（右）	令和５年３月１０日

公　告

宇治市公告第８号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１８条第１項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第１９条の規定により公告します。

なお、当該計画は宇治市産業観光部農林茶業課に備え置いて縦覧に供します。

令和５年２月２２日

宇治市長　松村　淳子

１　縦覧に供する農用地利用集積計画

令和４年度第１９－１号

令和４年度第１９－２号

２　縦覧期間

令和５年２月２２日以後常時

（掲示済）

教育委員会

宇治市教育委員会告示第３号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第１４条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和５年２月２１日

宇治市教育委員会

教育長　岸本　文子

開会日時　令和５年２月２２日　　午後９時３０分

開会場所　宇治市役所６０２会議室

付議事項　１　会議録署名委員の指名について

２　会期について

３　令和５年度宇治市教育の重点を策定するについて

４　令和５年３月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

５　教職員を任免するについて

（掲示済）

監査委員

宇治市監査委員公表第３号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１２項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第９項の規定により次のとおり公表します。

令和５年２月２８日

宇治市監査委員

池上　哲朗

松岡　ゆかり

松峯　茂

第１　監査の種類

地方自治法第199条第１項及び第４項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第２　監査の対象

総務・市民協働部及び産業観光部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

戸籍証明等手数料収入状況（市民課）

委託料支出状況（市民協働推進課、市民課、農林茶業課、文化スポーツ課）

工事請負費支出状況（市民協働推進課、農林茶業課）

補助金支出状況（市民協働推進課、農林茶業課、文化スポーツ課）

備品管理状況（市民課、農林茶業課）

第３　監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着眼し、抽出して実施した。

第４　監査の主な実施内容

この監査は、総務・市民協働部市民協働推進課、市民課及び産業観光部農林茶業課、文化スポーツ課における事務事業のうち、主として令和４年４月１日から令和４年10月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第５　監査の実施場所及び日程

令和４年12月１日から28日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和５年１月31日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第６　監査の結果

監査の結果は、下記のとおりおおむね適正であった。今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

記

１　市民協働推進課

(1) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

(2) 工事請負費支出状況について

適正に処理されていた。

(3) 補助金支出状況について

おおむね適正に処理されていた。

２　市民課

(1) 戸籍証明等手数料収入状況について

適正に処理されていた。

(2) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

(3) 備品管理状況について

適正に管理されていた。

３　農林茶業課

(1) 委託料支出状況について

おおむね適正に処理されていた。

(2) 工事請負費支出状況について

おおむね適正に処理されていた。

(3) 補助金支出状況について

おおむね適正に処理されていた。

(4) 備品管理状況について

適正に管理されていた。

４　文化スポーツ課

(1) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

(2) 補助金支出状況について

適正に処理されていた。

（掲示済）

宇治市監査委員公表第４号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１２項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第９項の規定により次のとおり公表します。

令和５年２月２８日

宇治市監査委員

池上　哲朗
松岡　ゆかり
松峯　茂

第１　監査の種類

地方自治法第199条第７項の規定による財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第２　監査の対象

東宇治地区コミュニティ推進協議会（以下、「東宇治推進協議会」という。）が指定管理者を務める宇治市東宇治コミュニティセンター及び槇島地区コミュニティ推進協議会（以下、「槇島推進協議会」という。）が指定管理者を務める宇治市槇島コミュニティセンターの管理運営に関する事務及び指定管理料の会計処理に関する事務について、監査を実施した。

第３　監査の着眼点

監査の対象事務について、次の点に着眼し実施した。

(1) 施設は関係法令、協定等に基づき適正に管理運営が行われているか
(2) 指定管理料の会計処理等は適正に行われているか
(3) 指定管理者の指定は関係法令等に基づき適正に行われているか
(4) 指定管理料は適正に算定されているか
(5) 指定管理者に対する適切な指導が行われているか

第４　監査の主な実施内容

この監査は、総務・市民協働部市民協働推進課、東宇治推進協議会及び槇島推進協議会における公の施設の管理運営に係る事務事業のうち、主として令和３年度の事務を対象とし、提出されたそれぞれの監査資料、関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第５　監査の実施場所及び日程

令和４年12月１日から28日までに、監査対象施設等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和５年１月31日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第６　指定管理者の概要

１　目的及び設立

(1) 東宇治推進協議会

「地域住民を主体とした市民の文化活動の高揚と福祉の増進を図り、もって人間性豊かな地域社会づくりに寄与すること」を目的として設立された。

設　立　　平成４年８月11日

(2) 槇島推進協議会

「地域の住民のふれあいを基礎とし、地域の環境整備ならびに住民を主体とした文化活動の高揚と福祉の増進に努め、人間性豊かな地域社会づくりをめざすこと」を目的として設立された。

設　立　　平成11年９月11日

２　事業

その目的を達成するために、規約に基づき、次の事業を実施している。

(1) 東宇治推進協議会

・センターの管理運営に関すること。
・住民自治の振興に関すること。
・住民相互の交流や連帯に関すること。
・各種団体活動の支援に関すること。
・関係行政機関及び各種団体との連絡調整に関すること。
・生活環境の向上に関すること。
・その他推進協議会の目的達成に必要な事項

(2) 槇島推進協議会

・住民相互の交流や親睦に関すること。
・住民の福祉の増進に関すること。
・生活環境の整備向上に関すること。
・各種団体活動の支援に関すること。
・関係行政機関及び各種団体との協議協力に関すること。
・コミュニティセンターの管理運営ならびに推進協議会が所有する資産に関すること。
・その他推進協議会の目的を達成するために必要な事業

３　組織

(1) 東宇治推進協議会

①役員

会長１名、副会長４名、常任委員８名、事務局長１名、会計１名、会計幹事２名

②意思決定機関

総　会　最高議決機関　規約及び規則の制定改廃、役員の改選、活動方針、事業計画、予算・決算等
役員会　事業の立案、実施計画、総会に提出する議案に関する事項等
三役会　会の庶務ならびに日常業務などについて協議
委員会　ア　まちづくり推進委員会、イ　福祉社会推進委員会、ウ　文化休育推進委員会、エ　広報推進委員会

(2) 槇島推進協議会

①役員

会長１名、副会長４名以内、館長１名、会計１名、会計監事２名以内、事務局長１名、委員会委員長４名

②意思決定機関

総　会　最高議決機関　規約の制定改廃、役員の改選、事業計画・予算等
役員会　規則の制定改廃、役員の選挙に関する事項、事業の立案・事業報告に関する事項、予算・決算に関する事項、総会に関する事項、資産及びその管理に関する事項等
三役会　会の庶務ならびに日常業務の執行などについて協議
委員会　ア　まちづくり推進委員会、イ　福祉社会推進委員会、ウ　文化推進委員会、エ　広報推進委員会

４　所在地

東宇治推進協議会　宇治市五ヶ庄三番割36 番地の５
槇島推進協議会　　宇治市槇島町大川原27 番地の５

第７　監査対象施設の概要

１　宇治市東宇治コミュニティセンター

(1) 施設

ア　所在地　　宇治市五ケ庄三番割36番地の５
イ　開　館　　平成４年11月15日
ウ　構　造　　鉄筋コンクリート造３階建
エ　敷地面積　1,543.52㎡
オ　建築面積　549.33㎡
カ　延床面積　1,493.03㎡
キ　施設内容　図書館、大会議室(２階)、料理教室、和室１、和室２、事務室、大会議室(３階)、舞台、交流ロビー、創作室、小会議室、行政サービスコーナー、倉庫、玄関、湯沸室、便所、キュービクル・室外機置場、廊下、エレベーター、駐輪場、物置

(2) 業務

ア　施設の管理に関すること
イ　施設及び設備の維持管理に関すること
ウ　「市民の声」投書箱の設置運営業務
エ　その他市長が定める業務

(3) 指定期間　令和２年４月１日から令和７年３月31日まで
(4) 指定管理者選定方法　非公募
(5) 利用実績(貸館状況)　令和３年度　2,777人(令和２年度　2,932人)

２　宇治市槇島コミュニティセンター

(1) 施設

ア　所在地　　宇治市槇島町大川原27番地の５
イ　開　館　　平成11年11月21日
ウ　構　造　　鉄筋コンクリート造２階建
エ　敷地面積　1,276.00㎡
オ　建築面積　437.00㎡
カ　延床面積　751.50㎡
キ　施設内容　大会議室、交流ロビー、料理教室、事務室、行政サービスコーナ

ー、小会議室、創作室1、創作室2、ホール、和室1、和室2、資料室、バルコニー、倉庫、水屋、エレベーター、玄関、湯沸室、便所、機械室、廊下

(2) 業務

ア　施設の管理に関すること

イ　施設及び設備の維持管理に関すること

ウ　「市民の声」投書箱の設置運営業務

エ　その他市長が定める業務

(3) 指定期間　令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 指定管理者選定方法　非公募

(5) 利用実績(貸館状況)　令和3年度　1,335人(令和2年度　1,419人)

第8　監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、市民協働推進課の指導のもと改善されたい。市民協働推進課は、所管課として、今後においても、指定管理者の管理する施設の管理の適正を期するため、指導監督に努められたい。

記

1　市民協働推進課・東宇治推進協議会

(1) 指定の手続について

適正に処理されていた。

(2) 施設の管理運営について

消防訓練が未実施であった。実施されるよう努められたい。

(3) 会計処理について

支出帳票の作成及び支出未済金の取扱について、会計規則等に基づかない処理が見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。

2　市民協働推進課・槇島推進協議会

(1) 指定の手続について

適正に処理されていた。

(2) 施設の管理運営について

消防訓練が未実施であった。消防計画を作成され、消防訓練を実施されるよう努められたい。

(3) 会計処理について

予算の流用及び支出未済金の取扱について、会計規則等に基づかない処理が見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。

（掲示済）

農業委員会

宇治市農業委員会公告第２号

農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第２７条第１項の規定により、第３３回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和５年２月２２日

宇治市農業委員会
会長　吉田　利一

開会日時　令和５年３月６日　１３時３０分

開会場所　宇治市役所　８階　大会議室

付議事項

１　農地法第３条の規定による許可申請に係る承認について

２　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について

３　相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について

４　農業委員会等に関する法律第７条第１項の規定に基づく農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について

５　専決事項の報告

６　その他

（掲示済）